申込み方法 往復はがきに下記の内容を記載し、申込みください。

【返信宛名面】　【往信文面】

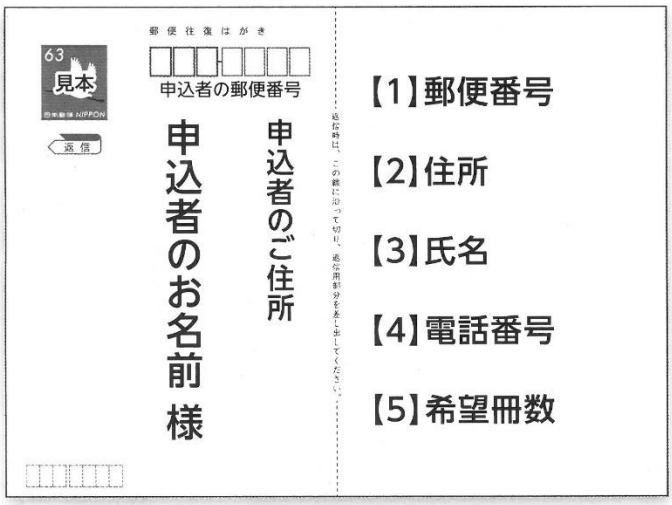

【往信宛名面】　【返信文面】

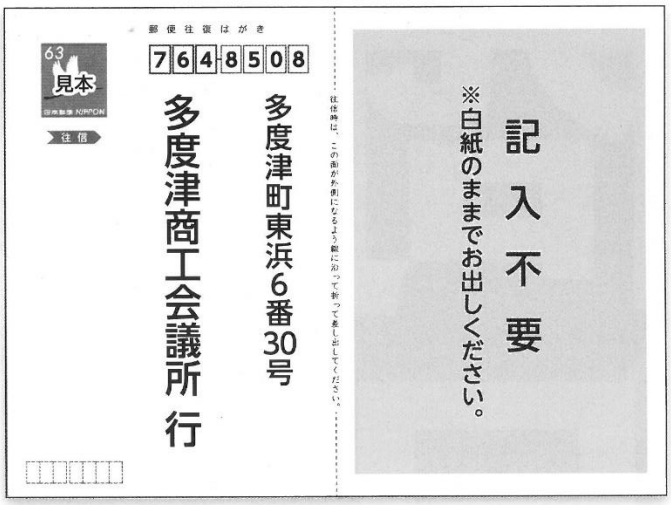

申込期間 令和3年 8月2日(月)～8月27日(金) 当日消印有効

申込対象者 多度津町内に住所を有する者

ご注意
- ※お申込みは、お1人様1通に限ります。(年齢制限はありません)
- ※1人あたり5万円(5冊)まで。
- ※往復はがきは郵便局などでお買い求めください。
- ※記入漏れや重複申込は無効となります。

引換証の発送 応募者多数の場合は厳正な抽選の上、商品券引換証もしくは、当選しなかった旨の返信をさせていただきます。
- ●返信用はがきを紛失された場合、商品券の引換えはできません。(再発行できませんので大切に保管してください。)
- ●申込者の方の個人情報につきましては、商品券の引換え以外の目的には一切使用いたしません。

使用期間 令和3年9月18日(土)から 令和4年2月20日(日)まで
※上記期限を過ぎると無効となります。

プレミアム付き たどつ共通商品券 加盟店募集中!

この機会にたどつ共通商品券の取扱店になりませんか?

今回の商品券も、従来の「たどつ共通商品券」の加盟店での取扱いとなりますので、新規に取扱いを希望する事業所、店舗等は、8月31日(火)までに、当商工会議所において登録手続きを行ってください。

換金方法 当商工会議所において、使用済みの商品券・食事券と引き換えに、額面どおりの金額を加盟店の指定口座に振り込みます。なお、換金手数料は無料です。

商品券の使用範囲

加盟店が取り扱うすべての商品、サービス等が対象です。ただし、食事券は飲食店以外では使用できません。
また、次のものは対象外となります。

- ●出資や債務の支払い(税金、保険料、電気、水道料金、電話料金等)
- ●換金性の高い金券、商品券等の有価証券、切手、官製はがき、印紙
- ●たばこの購入
- ●事業活動に伴い使用する原材料、機器類、仕入商品等
- ●土地・家屋購入、家賃等の不動産に関わる支払い
- ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの

取扱上の注意点 ＊商品券・食事券は、現金に交換することはできません。＊商品券・食事券の額面に満たない利用であっても、つり銭はでません。
＊商品券・食事券の盗難、紛失等についての再発行・交換はできません。

【お問合せ】多度津商工会議所 TEL0877-33-4000